

別表(第2条関係)

平成30年4月1日改定

機関		職	
議会事務局		事務局長，次長，課長，課長補佐(総括)，人事及び給与担当の主任を命ぜられた係長	
事部局	本庁	部長，福祉担当部長，国体・障害者スポーツ大会局長，会計管理者，部の次長，知事公室長，出資団体指導監，行政監察監，調整監，県北振興局長，交通局長，オリンピック・パラリンピック監，医療局長，子ども政策局長，東京渉外局長，技術振興局長，立地推進局長，農地局長，都市局長，国体・障害者スポーツ大会局次長，課長，チームリーダー，企画監，政策調査監，行幸啓室長，総務事務センター長，県北振興局次長企画室長，首席指導監，首席監察監，訟務・情報公開室長，私学振興室長，公有財産維持活用推進室長，ひたちなか整備室長，交流プロジェクト推進室長，安全なまちづくり推進室長，県央環境保全室長，水環境室長，不法投棄対策室長，産業保安室長，国民健康保険室長，健康危機管理対策室長，食の安全対策室長，人権施策推進室長，福祉監査室長，地域産業振興室長，雇用促進対策室長，整備調整室長，担い手・参入支援室長，森づくり推進室長，国営事業推進室長，高速道路対策室長，道路保全強化推進室長，鬼怒川流域緊急対策推進室長，港湾経営室長，市街地整備室長，県央建築指導室長，企画調整室長，会計指導室長，行財政改革推進担当の副参事，職員団体担当の副参事，課(室，センター)長補佐(総括)，主任政策調査員(総括)，補佐(総括)，主任政策調査員，指導監，監察監，総務課の法制事務を担当する課長補佐，訟務・情報公開室の訟務事務を担当する室長補佐，行政経営課の組織定数事務を担当する課長補佐，人事課の課長補佐，管財課の県庁舎及び構内の取締役業務を担当する課長補佐，政策調整課の政策事務を担当する課長補佐，同課の調整事務を担当する課長補佐，主任主計員，行政経営課の行財政改革推進事務を担当する主査，同課の組織定数事務を担当する主査，人事課の主査，秘書課の秘書事務を担当する係長，総務課の総務事務を担当する係長，同課の法制事務を担当する係長，同課の監察事務を担当する係長，訟務・情報公開室の訟務事務を担当する係長，行政経営課の行財政改革推進事務を担当する係長，同課の組織定数事務を担当する係長，人事課の人事事務を担当する係長，同課の給与事務を担当する係長，同課の職員団体事務を担当する係長，管財課の守衛長，行政経営課の行財政改革推進事務又は組織定数事務を担当する主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)，人事課の人事事務又は給与事務を担当する主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)，同課の職員団体事務を担当する主任及び主事	
		自転車競技事務所	所長
		自治研修所	所長，副所長
		県税事務所	所長，次長，支所長
		県民センター	センター長，次長，課長，地域福祉室長，課長補佐(総括)
		消費生活センター	センター長
		霞ヶ浦環境科学センター	センター長，副センター長，総務課長
		消防学校	校長
		環境放射線監視センター	センター長，企画情報部長
		保健所	所長，次長
		衛生研究所	所長，庶務部長
		福祉相談センター	センター長，副センター長

医療大学	学長，副学長，学生部長，付属図書館長，看護学科長，理学療法学科長，作業療法学科長，放射線技術科学科長，人間科学センター長，医科学センター長，保健医療科学研究科長，教授，付属病院長，副院長，診療部長，リハビリテーション部長，医療技術部長，看護部長，地域医療連携部長，副看護部長，事務局長，事務局次長，総務課長，病院管理課長	
中央看護専門学校	学校長	
児童相談所(土浦，筑西)	所長，次長	
茨城学園	園長，管理課長	
精神保健福祉センター	センター長，次長	
食肉衛生検査所	所長	
動物指導センター	センター長，管理課長	
計量検定所	所長	
工業技術センター	センター長，副センター長，繊維工業指導所長，笠間陶芸大学校副校長	
産業技術短期大学校	学校長，副校長，庶務課長	
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	学院長，庶務課長	
産業技術専門学院(水戸を除く。)	学院長	
農林事務所	所長，次長，部門長，地域農業改良普及センター長，土地改良事務所長，振興・環境室長，総務課長，経営課長，事業調整課長，契約用地課長	
家畜保健衛生所	所長	
畜産センター	センター長，副センター長，肉用牛研究所長，養豚研究所長	
農業総合センター	センター長，副センター長，管理部長，企画情報部長，管理部の管理課長，病害虫管理部長，生物工学研究所長，園芸研究所長	
農業研究所	農業研究所	
	特産指導所	所長，庶務課長
	農業大学校	所長
	センター長，育林部長	校長，副校長，部長
林業技術センター	センター長，育林部長	
水産事務所	所長，次長	
水産試験場	場長，管理普及部長，漁業無線局長，内水面支場長，いばらき丸の船長	
土木事務所	所長，次長，大子工務所長，大子工務所次長，つくば支所長，つくば支所次長	
工事事務所	所長，次長	
港湾事務所	所長，次長，日立港区事業所長，大洗港区事業所長	
下水道事務所	所長，次長	

	教育庁本庁	部長，職員団体担当の参事，課長，教育企画監，教育政策室長，就学前教育・家庭教育推進室長，人権教育室長，高校教育改革推進室長，健康教育推進室長，国体競技力向上対策室長，課長補佐(総括)，総務課の組織・定数管理，人事，服務，給与，秘書及び法制を担当するグループの進行管理を命ぜられた課長補佐又は係長，義務教育課，高校教育課及び特別支援教育課の組織・定数管理，人事及び人事争訟を担当するグループの進行管理を命ぜられた課長補佐又は係長，義務教育課，高校教育課及び特別支援教育課の人事を担当するグループに属する管理主事，総務課，義務教育課，高校教育課及び特別支援教育課の人事，服務，給与(給与の支払事務を除く。)及び人事争訟を担当するグループに属し，人事，服務，給与又は人事争訟の事務を行う係長，主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)	
教育委員会	教育事務所	所長，次長，総務課長，人事課長，管理主事	
	教育機関	図書館	館長，副館長
		近代美術館	館長，副館長，分館長，副分館長
		陶芸美術館	館長，副館長
		ミュージアムパーク自然博物館	館長，副館長
		教育研修センター	所長，次長
県立学校	校長，副校長，教頭，事務室長，事務長，鹿島丸の船長		
選挙管理委員会事務局	書記長		
人事委員会事務局	事務局長，次長，課長，主査，係長		
監査委員事務局	事務局長，次長，課長		
労働委員会事務局	事務局長		
収用委員会事務局	事務局長		
茨城海区漁業調整委員会事務局	事務局長		

備考

この表中「課長補佐(総括)」，「課(室，センター)長補佐(総括)」，「課長補佐」，「次長」，「副センター長」又は「副院長」とは，課長補佐(総括)，課(室，センター)長補佐(総括)，課長補佐，次長，副センター長又は副院長がそれぞれ2人以上置かれている場合には，その職務が知事若しくは副知事の秘書事務及び人事，給与若しくは服務に関する事務以外の事務又は技術に限られるものを除いたもの若しくはあらかじめ課長からその整理に係る事務の指定がされているものを除いたものをいう。